

議案第38号

養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月12日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例（平成27年養父市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「切捨て）」の次に「とする。ただし、別表1及び2のうち2階層に該当する世帯は0」を加える。

別表1備考4の表中「6,800」を「3,000」に、「5,400」を「3,000」に改める。

別表2備考4の表中「9,250」を「9,000」に、「9,150」を「9,000」に、「7,750」を「6,000」に、「7,650」を「6,000」に、「15,000」を「9,000」に、「14,800」を「9,000」に、「13,500」を「6,000」に、「8,500」を「6,000」に、「13,300」を「6,000」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

議案第38号 養父市養父市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の使用料及び利用者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行				改 正 案			
<p>(利用者負担額の特例)</p> <p>第6条 令第14条の2第1項に規定する複数の特定被監護者がいる支給認定保護者に係る特例は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 同項第1号に該当する場合 別表の利用者負担額に100分の50を乗じて得た額（10円未満切捨て）</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表</p> <p>1 (略)</p> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 この表における2階層及び3階層に該当する世帯のうち、令第4条第4項に定める要保護者等に該当する場合における利用者負担額は、次表に掲げる額とする。</p>				<p>(利用者負担額の特例)</p> <p>第6条 令第14条の2第1項に規定する複数の特定被監護者がいる支給認定保護者に係る特例は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 同項第1号に該当する場合 別表の利用者負担額に100分の50を乗じて得た額（10円未満切捨て）とする。<u>ただし、別表1及び2のうち2階層に該当する世帯は0</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>別表</p> <p>1 (略)</p> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 この表における2階層及び3階層に該当する世帯のうち、令第4条第4項に定める要保護者等に該当する場合における利用者負担額は、次表に掲げる額とする。</p>			
階層	定義	利用者負担額		階層	定義	利用者負担額	
		3・4歳児	5歳児			3・4歳児	5歳児
2	市町村民税非課税世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	円 0	円 0	2	市町村民税非課税世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	円 0	円 0
3	市町村民税所得割額 77,100 円以下の世帯	<u>6,800</u> 0	<u>5,400</u> 0	3	市町村民税所得割額 77,100 円以下の世帯	<u>3,000</u> 0	<u>3,000</u> 0

現 行								改 正 案										
※特定監護者等に係る第1子は上段、第2子以降は下段の額とする。 2 (略) 備考 1～3 (略) 4 この表における2階層、3階層及び4階層に該当する世帯のうち、市町村民税が77,101円未満の世帯に該当するものであって、令第4条第4項に該当する場合における利用者負担額は、次表に掲げる額とする。								※特定監護者等に係る第1子は上段、第2子以降は下段の額とする。 2 (略) 備考 1～3 (略) 4 この表における2階層、3階層及び4階層に該当する世帯のうち、市町村民税が77,101円未満の世帯に該当するものであって、令第4条第4項に該当する場合における利用者負担額は、次表に掲げる額とする。										
階層	定義		利用者負担額 (月額)						階層	定義		利用者負担額 (月額)						
			保育標準時間		保育短時間		保育標準時間					保育短時間		保育標準時間		保育短時間		
			3歳未満児	3歳未満児	3・4歳児	5歳児	3・4歳児	5歳児				3歳未満児	3歳未満児	3・4歳児	5歳児	3・4歳児	5歳児	
2	1階層を除き、市町村民税非課税世帯		円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0	円 0 0			
3	1階層を除き、	48,600円 未満	<u>9,250</u> 0	<u>9,150</u> 0	<u>7,750</u> 0	<u>7,750</u> 0	<u>7,650</u> 0	<u>7,650</u> 0	3	1階層を除き、	48,600円 未満	<u>9,000</u> 0	<u>9,000</u> 0	<u>6,000</u> 0	<u>6,000</u> 0	<u>6,000</u> 0	<u>6,000</u> 0	
4	市町村	48,600円							4	市町村	48,600円							
-	民税課	以上	<u>15,000</u>	<u>14,800</u>	<u>13,500</u>	<u>8,500</u>	<u>13,300</u>	<u>8,500</u>	-	民税課	以上	<u>9,000</u>	<u>9,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>
A	税世帯 であつ	77,101円 未満	0	0	0	0	0	0	A	税世帯 であつ	77,101円 未満	0	0	0	0	0	0	0

現 行									改 正 案									
4	て、その								4	て、その								
一	所得割	77,101円							一	所得割	77,101円							
B	課税額	以上	22,000	21,000	18,400	8,500	17,400	8,500	B	課税額	以上	22,000	21,000	18,400	8,500	17,400	8,500	
	が次の	97,000円	22,000	21,000	18,400	8,500	17,400	8,500		が次の	97,000円	22,000	21,000	18,400	8,500	17,400	8,500	
	区分に	未満								区分に	未満							
	該当す									該当す								
	る世帯									る世帯								

※特定監護者等に係る第1子は上段、第2子以降は下段の額とする。

※特定監護者等に係る第1子は上段、第2子以降は下段の額とする。